

2021年度 人事行政の運営等の状況の公表

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、2021年度の人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

新規採用者数及び退職者数は、次のとおりです。

区分	採用者			退職者(2021年4月1日～2022年3月31日)			
	2021年4月1日	2021年4月2日 ～ 2022年3月31日	(参考) 2022年4月1日	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
事務系	28	1	34	14	9	17	40
一般技術	6	1	7	4	2	3	9
保育士等	5	0	6	6	3	1	10
学芸員	0	0	1	0	0	1	1
獣医師	1	0	0	0	0	0	0
医師	18	10	18	1	0	25	26
医療技術	7	1	5	0	0	4	4
保健師	6	1	5	0	0	2	2
助産師	2	0	2	0	0	2	2
看護師	13	1	21	2	1	22	25
技能労務	-	-	-	8	1	2	11
計	86	15	99	35	16	79	130

(注)

事務系…一般事務、医事事務、医療ソーシャルワーカー

一般技術…土木技術、建築技術、機械技術、電気技術、造園技術、化学技術等

保育士等…保育士、児童厚生員

医療技術…薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、栄養士等

技能労務…自動車運転、一般作業、給食調理、一般用務等

定年退職…60歳に達する日以後の最初の3月31日に退職

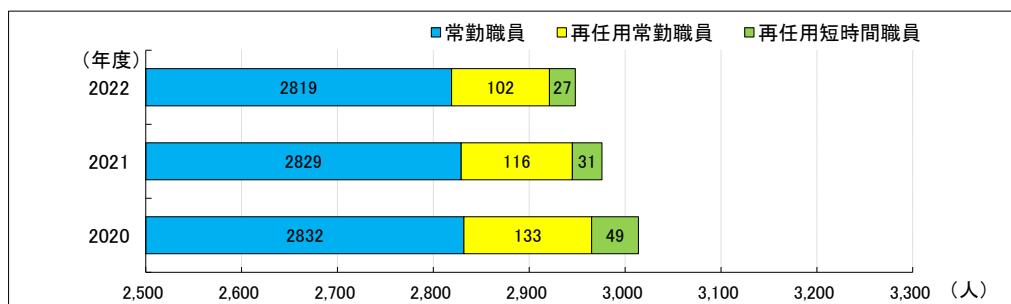
勸奨退職…一定の年齢及び勤続年数以上の者に希望を募る定年前の早期退職

普通退職…自己都合などによる退職

(2) 職員数に関する状況

(各年度4月1日現在)

	2020年度	2021年度	2022年度		
常勤職員	2832人	2829人	2819人	職員数には、東京都から地方自治法により町田市に派遣されている職員及び市費負担の指導主事等を含み、南多摩斎場組合などの一部事務組合への派遣者などは除いています。	
再任用	常勤職員	133人	116人		102人
	短時間職員	49人	31人		27人



2 職員の人事評価の状況

職員の勤務評定は、条件付採用期間(採用の日から6ヶ月間)の職員が正式採用になるための判定、主任・係長・管理職選考等の可否の判定並びに昇給の判定などの際に、職務業績、職務遂行能力、職務態度等について実施しています。

種類	人数
条件付採用	101人
昇任	117人
勤務評価による上位昇給	368人

3 職員の給与の状況

人件費の状況(2021年度普通会計決算)

歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)2020年度の 人件費率
1916億1797万円	81億4414万円	219億4278万円	11.5%	10.1%

(注)①人件費とは、一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職の給料・報酬・手当などの経費の合計です。

②普通会計とは、一般会計と特別会計を基に全国統一基準で再構成した会計です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間・休憩時間の状況(2022年4月1日現在)

職員の勤務時間については、条例等により次のように定めています。ただし、業務上必要があると認める場合などは、異なる勤務時間を割り振ることがあります。

勤務時間			休憩時間
勤務時間	始業時刻	終業時刻	
1週間あたり 38時間45分	午前8時20分	午後5時5分	正午～午後1時までの1時間

(2)休暇制度の概要(2022年4月1日現在)

職員に付与される年次休暇は、1年度につき20日となっています。年次休暇以外の休暇等については、次のようなものがあります。

種類	付与日数、期間等
公民権の行使	必要な時間
骨髄移植休暇	必要な日数
ボランティア休暇	1年度に5日まで
夏季休暇	7月～9月の間で5日
病気休暇	疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務をしないことがやむを得ないと認めるとき(90日の範囲内)
結婚休暇	連続する7日以内(週休日等を含む)
子どもの看護休暇	1年度に5日以内(対象が2人以上の場合は10日以内) ※12歳に達した後、最初の3月31日まで
妊娠症状対応休暇	合計10日以内
早期流産休暇	流産した日の翌日から7日以内(週休日等を含む)
母子保健健診休暇	妊娠23週までは4週に1回、妊娠24週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回、産後1年以内医師等が指示する回数
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員が交通混雑を避けるために、1日の勤務時間の始め又は終わりに60分の範囲内
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のために、1年度に5日以内(体外受精と顕微授精に係る通院等の場合は10日以内)
育児時間	生後1歳3ヶ月未満の子を養育するために、1日の勤務時間の始め又は終わりに90分の範囲内
子育て部分休暇	小学校1年生の子を養育するために、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲内
出産支援休暇	2日(出産前後3週間以内)
育児参加休暇	配偶者の産後(上の子がいる場合は産前産後)8週以内に5日間
生理休暇	連続する2日の範囲内
産前産後の休養	産前産後を通じ16週間(多胎妊娠の場合は24週間)の範囲内
忌引	配偶者10日、父母・子7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじおば2日 等
介護休暇	通算180日
短期の介護休暇	1年度に5日以内(対象が2人以上の場合は10日以内)
介護時間	連続する3年間の範囲内で、1日につき2時間以内
リフレッシュ休暇	勤続10年・20年は3日、30年は4日
人間ドック休暇	年1回、2日以内

(3) 病気休暇・介護休暇の状況

病気休暇	介護休暇
140人	8人

5 職員の休業の状況

育児休業は、3歳未満の子どもを育児するための休業です。
配偶者同行休業は、外国で勤務する配偶者と外国で生活を共にするための休業です。

育児休業		配偶者同行休業	
男	女	男	女
45人	168人	—	3人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持並びに適正な運営の確保という観点から行われる処分で地方公務員法第28条に規定されているものです。

懲戒処分は、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復を目的として行われる処分で地方公務員法第29条に規定されているものです。

(1) 分限処分

種類	延べ件数	人数
免職	0件	0人
降任	1件	1人
休職	221件	78人
降給	0件	0人

(2) 懲戒処分

種類	延べ件数	人数
免職	0件	0人
停職	1件	1人
減給	0件	0人
戒告	5件	5人

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いて、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。

種類	延べ件数
営利企業等の従事許可	344件

8 職員の退職管理の状況

職員で管理職であった者は、退職後2年間、管理職として関与していた職務に関する働きかけを禁止されています。また、再就職情報の届出義務があります。

(1) 働きかけの状況

0件

(2) 再就職情報の届出の状況

対象者数	再就職の状況					
	町田市会計年度任用職員	他の地方公共団体等	非営利法人	営利法人	自営業	再就職しない
63	15	12	11	4	0	21

9 職員の研修の状況

常に市民のニーズを正確にとらえる視点を持ち、高い専門的知識と人間性豊かな判断力・行動力をもって課題に取り組み、市民の納得・共感・信頼を得る行政のプロフェッショナルを育成するため、職員に対する研修を計画的に実施しています。

研修の種類	修了者数	備考
独自研修	延べ6,360人	職層別研修・能力開発研修・組織力向上研修等
派遣研修	延べ809人	東京都市町村職員研修所等へ派遣

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項

職員の健康の保持増進のため健康診断やそのフォロー等のため健康相談を実施しています。

① 主な健康診断の実施状況

種類	人数
定期健康診断	2692人
大腸検診	1557人

② 産業医による健康相談の実施状況

種類	延べ人数
健康診断フォロー	141人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数

種類	延べ件数
公務災害	15件
通勤災害	4件

(3) 町田市職員互助会に関する事項

地方公務員法第42条の規定に基づき、市の条例により「町田市職員互助会」を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。会員の会費と、市及び市民病院からの交付金で運営されています。

会員数	4,424人(2022年4月1日現在)		
財源 (2022年度 予算額)	会費	常勤職員 給料月額0.5% 会計年度任用職員 給料月額0.2%	
	交付金	給料月額に対する交付率 0.14% 職員(互助会員)1人あたりの交付金額 4,866円(年)	
事業内容	共済給付事業	入院見舞金 災害見舞金 結婚祝金・出産祝金 就学祝金、卒業祝金 弔慰金 等	互助共済の観点で行う、慶弔金等の給付事業です。 市の交付金は充当せず、会員の会費のみで実施しています。
	健康体育事業	人間ドック利用補助 インフルエンザ予防接種補助 ウォーキングイベント 等	健康増進・体力向上に係る事業です。
	文化教養事業	文化祭(作品展示) 自己啓発事業 等	文化教養・自己啓発を促す事業です。
	福利厚生事業	職員交流事業 遊園地施設等利用補助 外部福利厚生割引サービスへの加入 等	元気回復や職員交流促進のための事業です。

11 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、規約により市及び一部事務組合で共同して「東京都市公平委員会」を設置し、職員の勤務条件に関する措置の要求や不利益処分の審査など、職員の権利利益の保護のため処分庁とは異なる第三者機関・中立機関として業務を行っています。

項目	延べ件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分についての不服申立て	1件
苦情処理	2件